

労働基準監督官の仕事について

労働基準監督官は、労働基準関係法令に定める労働条件や安全衛生の基準を事業主に遵守させて、労働条件の確保・向上と働く人の安全や健康の確保を図るため、◇**事業場に対する監督指導**、◇**労働者からの申告の処理**、◇**重大・悪質な労働基準関係法令違反に対する捜査・送検等の業務（労働基準監督業務）**を行っています。

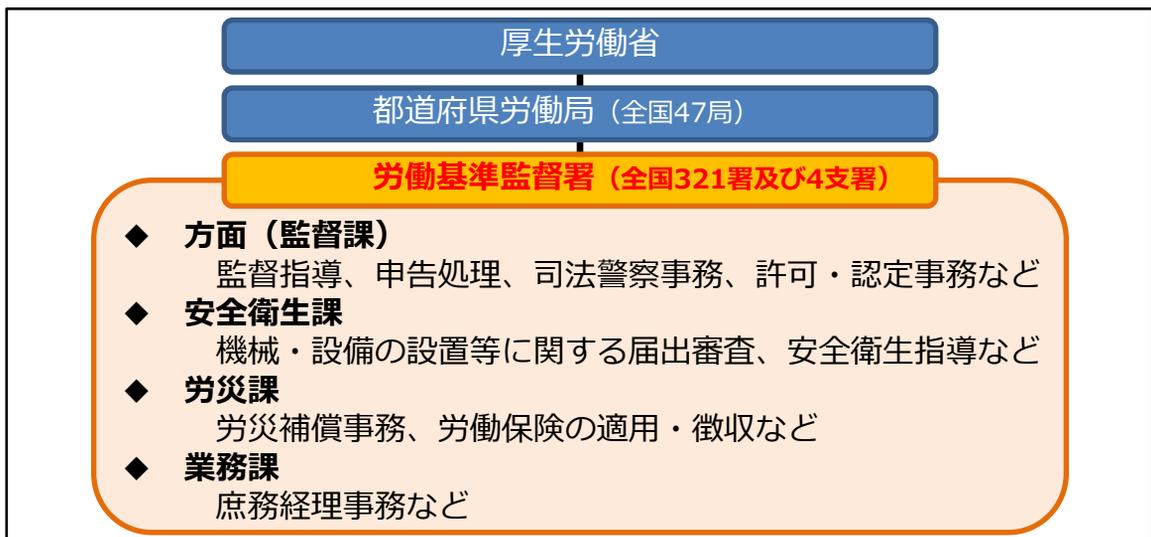
① 労働基準監督署について

(1) 概要

労働基準監督署は、厚生労働省の第一線機関であり、全国に321署、大阪府内には13署あり、それぞれ労働基準監督官が配置されています。

労働基準監督署の内部組織は、労働基準法などの関係法令に関する各種届出の受付や、相談対応、監督指導を行う「方面」（監督課）、機械や設備の設置に係る届出の審査や、職場の安全や健康の確保に関する技術的な指導を行う「安全衛生課」、仕事に関する負傷などに対する労災保険給付などを行う「労災課」、会計処理などを行う「業務課」から構成されています（署の規模などによって構成が異なる場合があります）。

(2) 労働基準行政の組織



② 監督指導

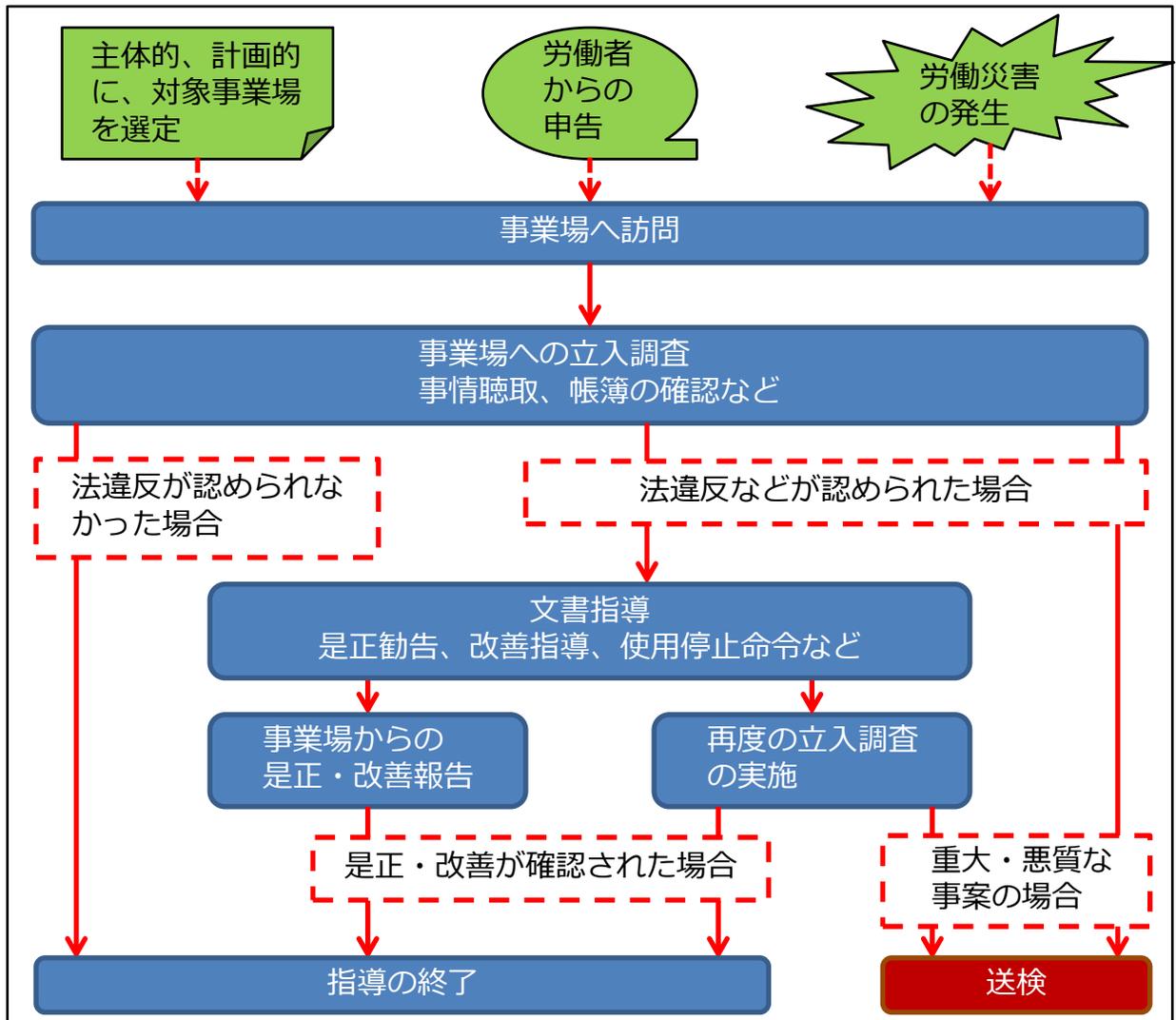
(1) 概要

監督指導とは計画的に、あるいは、働く人からの申告などを契機として、労働基準法などの法律に基づいて、労働基準監督官が事業場に立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件について確認を行うものです（労働基準法第101条等）。

その結果、法違反が認められた場合には事業主などに対する是正勧告を行うこと等により、その是正を図るよう行政指導を行います。また、危険性の高い機械・設備などについては、その場で使用停止等を命ずる行政処分を行います（労働安全衛生法第98条等）。

事業場の現状を的確に把握するため、監督指導は、原則として予告することなく実施しています。

(2) 監督指導の一般的な流れ



(3) 監督指導等の実績

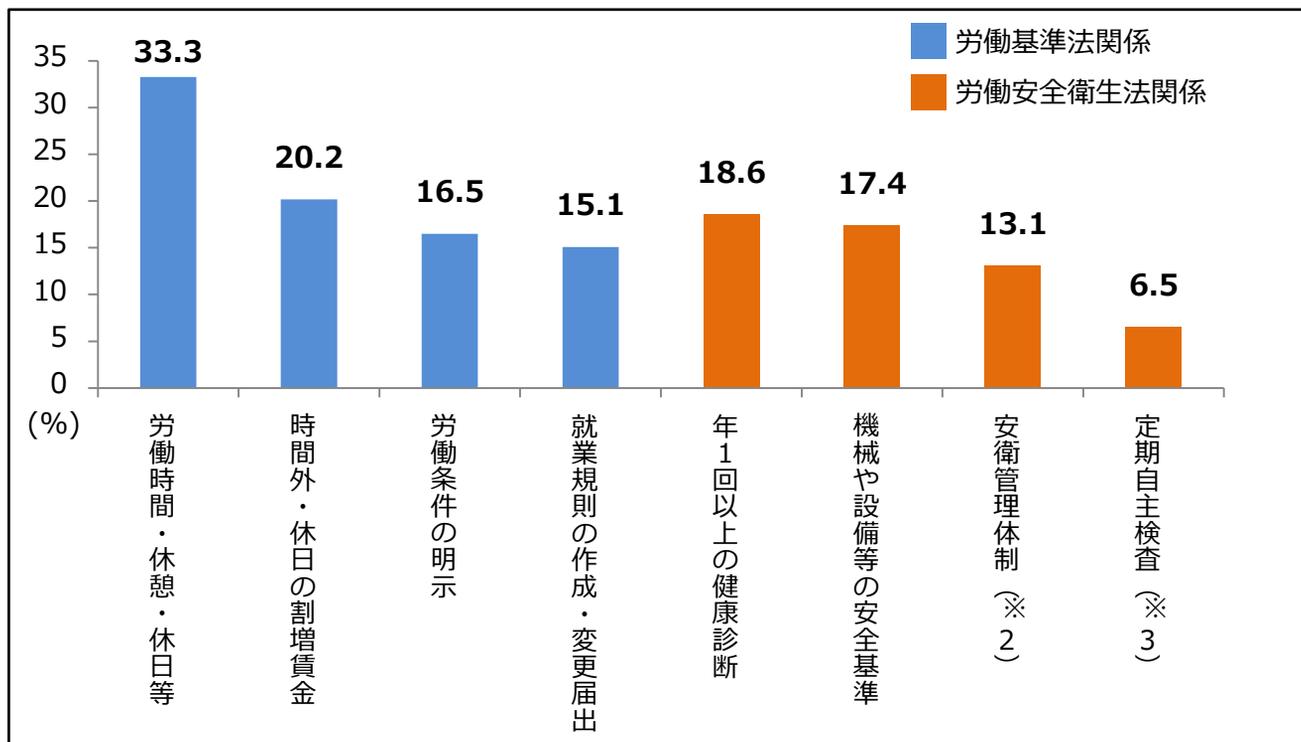
平成26年に大阪労働局管内の13労働基準監督署が実施した監督指導等（※1）実施件数は、5,999件です。

このうち法違反が認められ、改善を指導した事業場は、4,552件、違反率は75.9%でした。

※1 労働者からの申告に基づき実施した監督（申告監督）及び是正状況を確認するために再び実施した（再監督）を除く。



○平成26年 主な法違反項目（大阪労働局管内）



※2 安衛管理体制・・・常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、法定の管理者（衛生管理者等）を選任していないこと等

※3 定期自主検査・・・フォークリフト等の車両系荷役運搬機械等について、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に、法定事項について自主検査を行っていないこと等

③ 申告処理

(1) 概要

労働者は、労働基準関係法令違反がある場合には、労働基準監督官に行政指導を求めること（申告）ができます（労働基準法第104条等）。

労働基準監督官は、申告を契機として事業場に立ち入るほか、事業主などに来署を求め、直接事情聴取するなどの方法により事実関係の確認を行い、その結果、法違反が認められた場合には、是正を図るよう監督指導（申告監督）を行います。

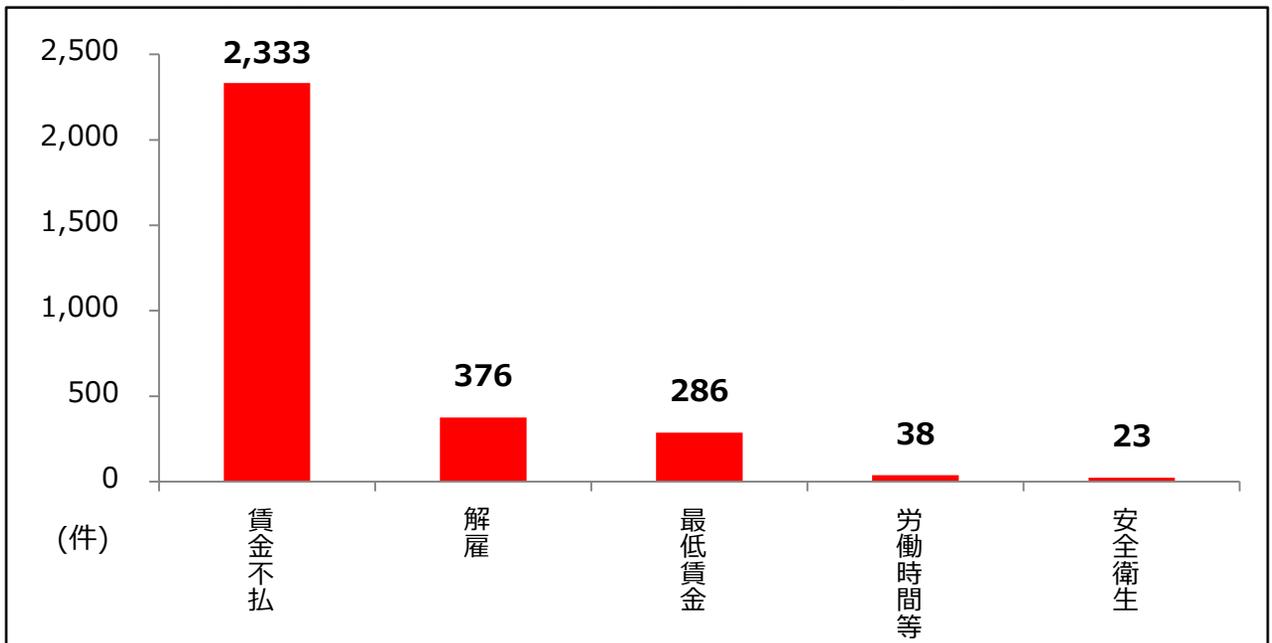
働く人からの
相談を受ける
労働基準監督官



平成26年の大阪労働局管内13労働基準監督署における申告処理件数は3,111件にのぼります。

(2) 申告処理件数の内訳と推移（大阪労働局管内）

○ 平成26年 申告処理件数の内訳（申告事項は一部重複）



④ 司法警察事務

(1) 概要

監督指導の結果、是正勧告を受けた法違反を是正しないなど重大・悪質な事案については、強制捜査を含む司法警察権限を行使し、刑事事件として送検します（労働基準法第102条等）。

大阪労働局管内の13労働基準監督署において、平成26年には90件送検しており、その内訳は、賃金不払（割増賃金不払を含む）や労働時間違反など労働基準法違反被疑事件と、労災かくしや法違反により労働災害を発生させた事案など労働安全衛生法違反被疑事件となっています。

(2) 送検件数の内訳と推移（大阪労働局管内）

違反事項		平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
労働 基準 法 等 違 反	解雇（労基法20条）	2	4	2	0	0
	定期賃金不払（労基法24条、最賃法4条）	10	15	13	19	12
	労働時間・休日等（労基法32・34・35条）	10	0	2	4	4
	賃金不払残業（労基法37条）	3	1	1	7	8
	その他	4	5	3	2	10
	小計	29	25	21	32	34
労働 安全 衛 生 法 違 反	作業主任者の選任等（安衛法14条）	3	9	5	7	5
	機械等危険防止（安衛法20条）	21	15	8	14	24
	墜落等危険防止（安衛法21条）	8	8	17	11	7
	就業制限（安衛法61条）	3	3	0	2	7
	労災かくし（安衛法100条）	1	8	5	6	5
	その他	2	0	6	7	8
	小計	38	43	41	47	56
合計		67	68	62	79	90

書類送検
残業代未払い疑い

労災隠して建設業者逮捕

壁倒壊下敷き死
専務を書類送検

⑤ 最近の動き

過重労働撲滅特別対策班の設置

平成27年4月より、過重労働に係る大規模事案の捜査専従班として、「過重労働撲滅特別対策班（通称：かとか）」を東京労働局と大阪労働局に新設し、捜査体制を強化しました。

大阪労働局「かとか」では、8月に最初の事案として労働基準法違反被疑事件として書類送検したところです。



賃金不払残業の是正支払（平成26年度）

平成26年度に、大阪労働局管内の労働基準監督署（全13カ所）において賃金不払残業があったとして労働基準法違反で勧告した事案のうち、1企業当たり100万円以上の支払があったものの件数等は以下のとおりです。

対象企業数	対象労働者数	是正支払額
102 件	6,153 人	10億4,553万 円

過重労働解消相談ダイヤルの実施

平成27年11月7日（土）に、無料で電話相談が出来る「過重労働解消相談ダイヤル」を全国一斉に実施し、大阪労働局では近畿2府4県からの電話相談に担当官が対応しました。その結果は以下のとおりです。



	相談件数	長時間労働・過重労働について	賃金不払残業について
近畿	111 件	60 件	52 件
全国	488 件	236 件	218 件

※ 相談件数の内訳は一部重複